

「豊中市地域生活支援拠点等（緊急時支援）」

事前登録について

障がいのある息子と
二人暮らし。
私に何かあったら…



障害があって
一人暮らし。
何かあった時、
誰に頼れば…



障がいがあるのに
家事で家に住めなく
なったら…



難病の父を介護。
もし私が怪我でもして
介護ができなく
なったら…



「もしも」に備えて、
あなたも登録しませんか。

子どもに障害があって
私たち夫婦に何かあ
たら…



介護者の急病・急逝、障害の状態変化、事故などで
普段の生活に困難を生じるような緊急時に
コーディネーターや障害福祉事業者などが連携し
地域全体で障害者の生活を支える事業です。
予め登録していただくことで、個々の事情に応じた形で
必要な支援の調整・手配をスムーズに行うことができます。

豊中市障害福祉課
障害福祉センターひまわり



06-6866-1011

豊中市地域生活支援拠点等事業

検索



登録するメリット

○不安を軽減できます

介護者（同居家族等）がいなくなったらどうしよう、一人暮らしで何か起こったらどうしよう、という不安を軽減できます。

○支援や情報共有がスムーズにできます

- 相談員やコーディネーター、市障害福祉課に事前に情報（身体状況や支援にあたってやってほしい・やってほしくないこと、食べられるもの・食べられないもの等）を伝えておくことで、緊急時の支援がスムーズになります。
- 緊急時に普段とは違うヘルパー等や短期入所施設を急に利用することがあっても、情報共有がスムーズにできます。

登録の手続き

担当の相談支援専門員がいる方は担当の相談員に、担当の相談員がいない方はコーディネーター、市障害福祉課に登録をしたい旨をご相談いただき、申請してください。

登録後にすること

- 相談員やコーディネーター、市障害福祉課と一緒に、障害のある方やその世帯の状況を把握するための専用シートを作成し、緊急時にどう行動するかを考えます。
- 緊急時に利用する可能性がある短期入所施設やグループホーム等の体験利用をし、緊急時にそなえます。

緊急のとき（24時間365日対応します）

【支援の具体例】

- ひとりで自宅にいられない場合に、短期入所やグループホームに泊まれるように手配します。

地域生活支援拠点等コーディネーター（障害者支援施設みずほおおぞら所属）は、担当の相談員がいない場合や、担当の相談員と連絡がつかない場合に、緊急連絡を受けて支援調整を行います。

また、緊急時に備えるための相談もお受けしていますので、気になることがあればお気軽にご相談ください。事前のご相談については、平日9時00分～17時15分まで受け付けています。

登録できる方

以下のいずれかに該当し、緊急時の生活維持に不安をお持ちの方

- 身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方
- 診断書による認定で障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できる方
- 指定難病など障害総合支援法の対象疾病に罹患している方
- 発達障害のある方